

国分寺市まちづくり条例に関する廃棄物保管施設の設置基準

1 目的

国分寺市まちづくり条例施行規則（平成 16 年規則第 75 号）別表第 3 の 5 の項基準の欄第 4 号の規定に基づき、開発事業に伴う廃棄物保管施設の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

廃棄物保管施設とは、廃棄物（粗大ごみを含む。）を保管する場所をいう。

3 廃棄物保管施設の設置

（１）廃棄物保管施設の設置場所の決定には、収集車が安全かつ容易に作業できることを考慮し、以下の点に留意すること。

ア 一戸建ての住宅の建築を目的とする開発事業については、戸別収集に支障のないよう各敷地に接する道路に面した敷地内の場所に設置すること。

イ 共同住宅の建築を目的とする開発事業については、１棟につき１箇所設置すること。

（２）収集車の通行に支障がないよう幅員 3.5m 以上かつ高さ 2.7m 以上の道路又は通路に接続する場所に設置すること。

（３）収集車が傍らに横付け又は後ろ付けすることができ、かつ、道路や公開空地の通行の妨げにならない場所に設置すること。

（４）収集車が敷地内に入る場合は、安全・円滑に通行・切返し等ができる通路や停車スペース等を確保するとともに、その空間を他の車両等が塞がない措置を講じること。

（５）収集車が通行する場所の舗装等については、総重量が最大 8 t の収集車の通行に耐えられる構造とすること。

4 住居用廃棄物保管施設の内法面積

収集車が容易に作業できる場所に、原則として次に掲げる基準により算出した有効内法面積以上を有する廃棄物保管施設を設置すること。

(1) 共同住宅 (ファミリータイプ)

$$1 \text{ m}^2 + \text{戸数} \times 0.25 \text{ m}^2$$

(2) 共同住宅 (ワンルームタイプ)

$$1 \text{ m}^2 + \text{戸数} \times 0.1 \text{ m}^2$$

(3) 共同住宅 (ファミリータイプとワンルームタイプを併設する住宅)

$$1 \text{ m}^2 + (\text{ファミリータイプ戸数} \times 0.25 \text{ m}^2) + (\text{ワンルームタイプ戸数} \times 0.1 \text{ m}^2)$$

(4) 上記 (1) から (3) で算出した面積に加え、別途、1.5 m²以上の粗大ごみ保管スペースを確保すること。

※ ワンルームタイプ … 1 区分の面積が 40 m²以下のものをいう。

5 廃棄物保管施設の形状等

廃棄物保管施設の形状等は以下の基準を基本とし、詳細については国分寺市建設環境部環境課と協議を行うこと。

- (1) 廃棄物保管施設は密閉型とし、廃棄物保管施設の間近付近に横棚を設ける等、廃棄物が種類別に分別でき、十分かつ適正に収納できるものであること。
- (2) 奥行と間口の割合が 1 : 3 程度の廃棄物保管施設とし、高さ 1.8m 以上で、廃棄物保管施設の倒壊・移動防止措置のため地面や基礎へアンカー留め等で固定を行うこと。
- (3) 出入口は片面又は両面の引き戸若しくは開き戸とし、鍵（プッシュ式又はダイヤル式）を設置する場合は、事前に届け出を行うこと。
- (4) 清潔を保持するため、廃棄物保管施設周辺に水道栓等の洗浄設備及び

排水口等の排水設備を設置すること。

- (5) 廃棄物保管施設の清潔・美化に十分配慮し、換気及び採光ができる構造とすること。
- (6) 悪臭及び害獣（カラス、ネズミ等）の被害を防ぐ構造とすること。
- (7) ビン・カンの回収容器をそれぞれ別々に設置すること。
- (8) 廃棄物保管施設には、一般廃棄物の排出曜日及びその他の注意事項を表示することとし、外国籍の方を含む誰もが直感的に理解できるよう、ピクトグラム（絵文字）を併せて明示すること。

6 事業系廃棄物

- (1) 店舗等事業所の廃棄物（事業系ごみ）の排出については、収集運搬業許可業者と契約して、事業所専用集積所から収集処分すること。
- (2) 事業所用廃棄物保管施設は、廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる密閉型の廃棄物保管施設を1階に設けること。

7 住居、事業所併用建築物

- (1) 住居用及び事業所用の各々の設置基準を満たすよう設計すること。
- (2) 廃棄物保管施設は、住居用と事業所用とで、収集ルート及び管理責任を明確にするため、原則として廃棄物保管施設を物理的に分けること（別室又は明確な隔壁による分離）。

8 その他

- (1) 廃棄物保管施設の寸法及び設置場所等の詳細については、土地利用計画図及び廃棄物保管施設構造図等により、別途協議のうえ決定するものとする。
- (2) 近隣住民及び関係者に十分な説明を行い、トラブルのないよう対処すること。